

がん対策推進基本計画について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

第3期がん対策推進基本計画(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防(※)
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

(※)受動喫煙に関する目標値等については、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて別途閣議決定する予定。

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

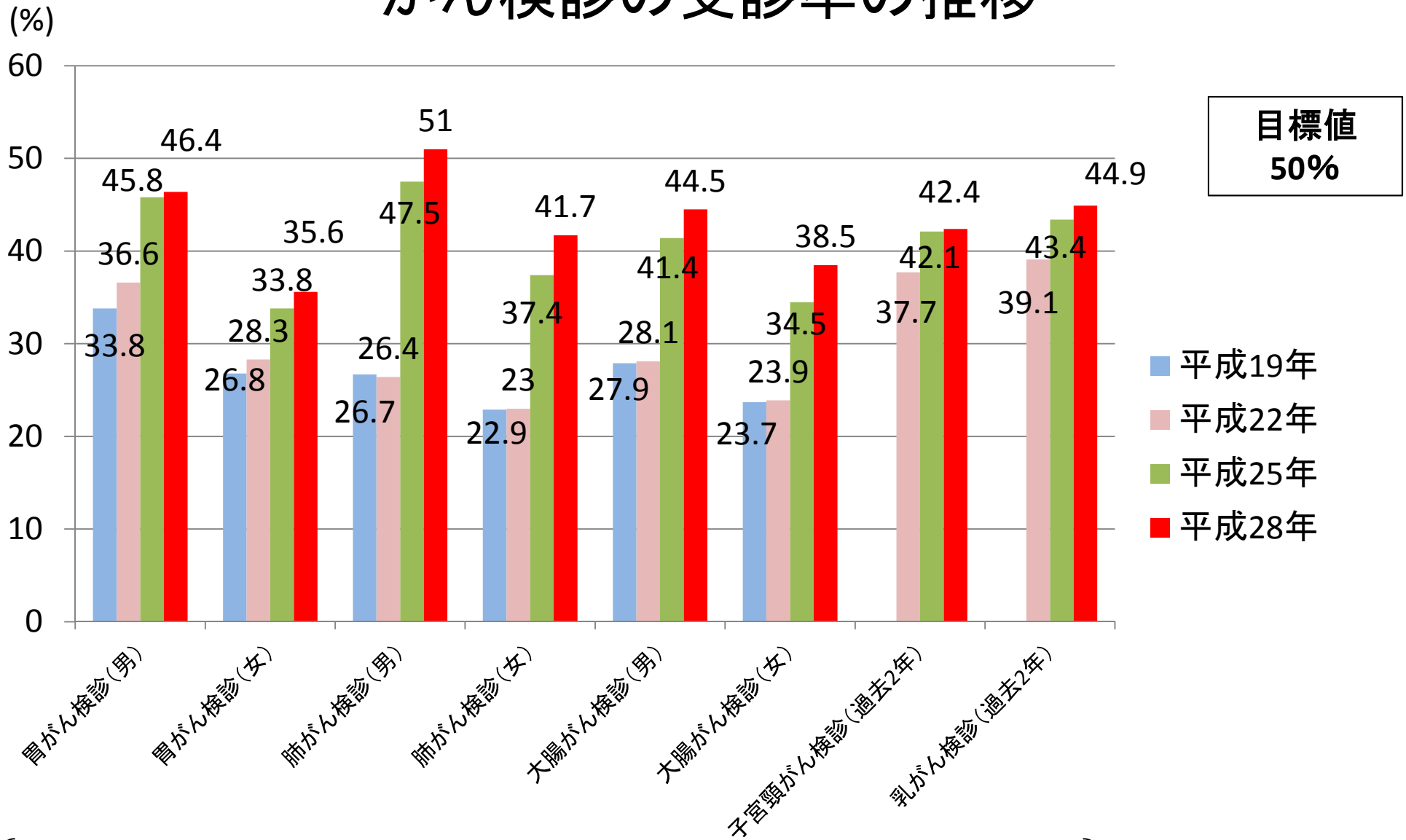
市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添)を定め、
市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針で定めるがん検診の内容

種類	検 査 項 目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

がん検診の受診率の推移



- 胃がん、肺がん、乳がん、大腸がんは40歳～69歳、子宮がん(子宮頸がん)は20歳～69歳。
- 健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したものを含む。
- 平成28年調査は、熊本県を除いたデータである。

各がん検診に関する精度管理指標

		乳がん	子宮がん	大腸がん	胃がん	肺がん
精検受診率	許容値	80% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上	70% 以上
	目標値	90% 以上				
未把握率	許容値	10% 以下				
	目標値	5% 以下				
精検未受診率	許容値	10% 以下	20% 以下	20% 以下	20% 以下	20% 以下
	目標値	5% 以下				
精検未受診・未把握率	許容値	20% 以下	30% 以下			
	目標値	10% 以下				
要精検率(許容値)		11% 以下	1.4% 以下	7.0% 以下	11% 以下	3% 以下
がん発見率(許容値)		0.23% 以上	0.05% 以上	0.13% 以上	0.11% 以上	0.03% 以上
陽性反応的中度(許容値)		2.5% 以上	4% 以上	1.9% 以上	1% 以上	1.3% 以上

出典: 今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について(平成20年3月)

がん検診の目標値について

	第2期 がん対策推進基本計画 (平成24年6月)	第3期 がん対策推進基本計画 (平成29年10月)
受診率	5年以内に50% (胃、肺、大腸は当面 40%)	50%
精密検査受診率	-	90%

第3期がん対策推進基本計画における個別目標

- ✓ 国は、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%とする。
- ✓ 国は、精密検査受診率の目標値を90%とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、対象年齢を拡充して実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性

乳がん検診: 40～69歳の女性

胃がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40～69歳の男女

大腸がん検診: 40～69歳の男女



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

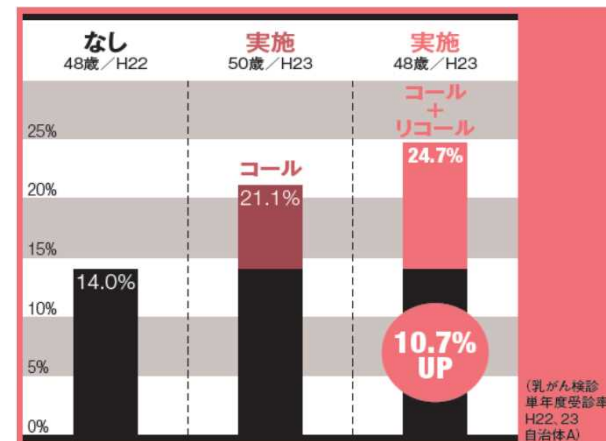
3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

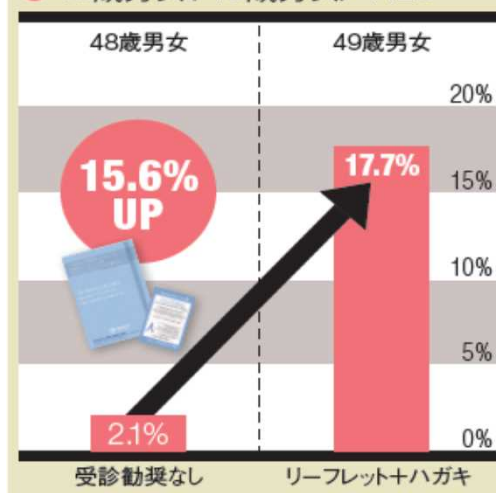
実施主体: 市区町村

補助率: 1/2

(受診勧奨の効果の事例)



大腸がん検診
● 48歳男女、49歳男女/H25



がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

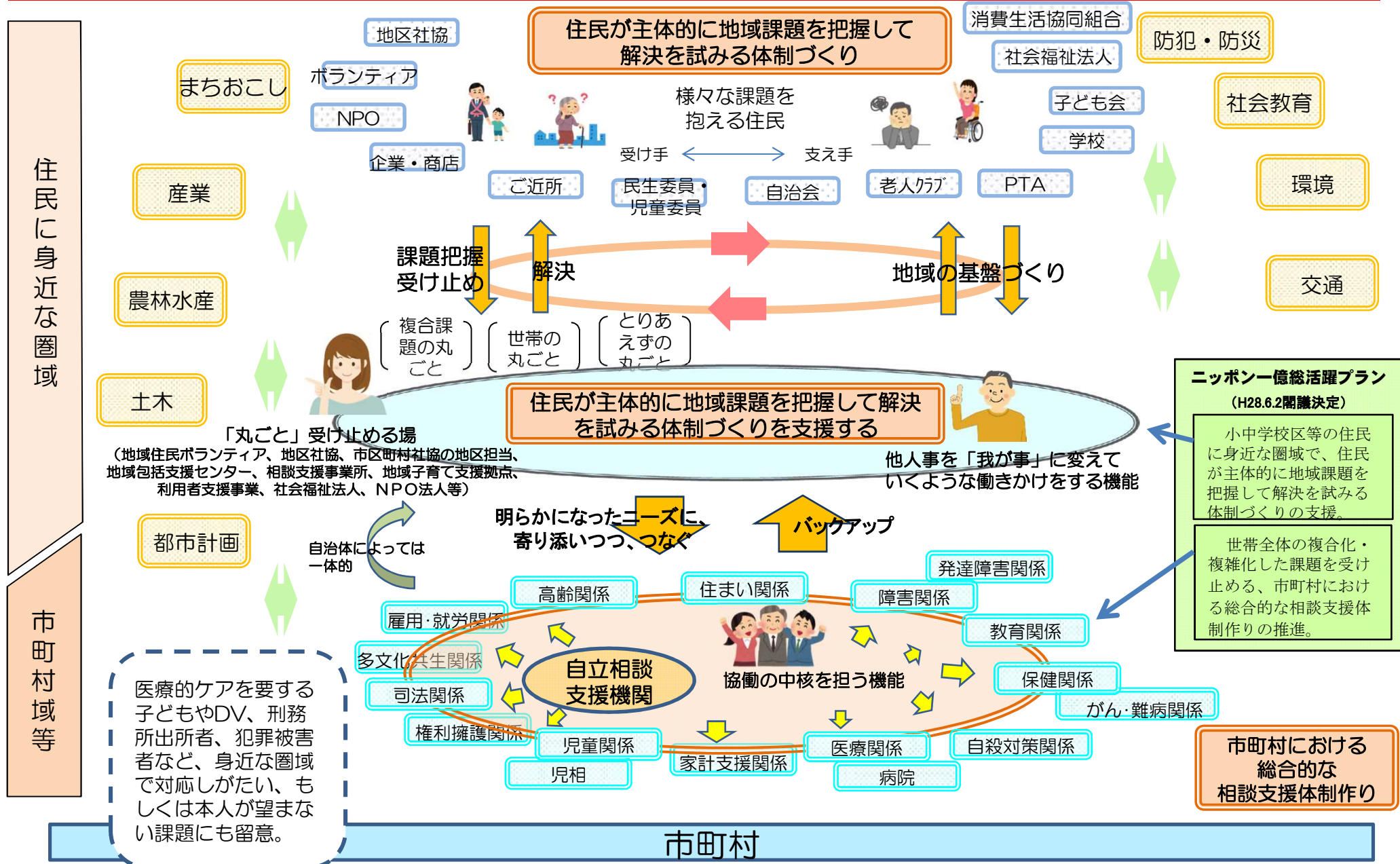
※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

第3期がん対策推進基本計画における 「がんとの共生」全体目標

3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～

がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受け
ることができる環境を整備する。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保
健・就労支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就
労支援等を行う仕組みを構築することで、がん患者が、いつでもどこに居て
も、安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域共生社
会を実現する。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



がんとの共生

- ・専門的な緩和ケアの質の向上
- ・緩和ケア研修会の充実
- ・普及啓発



- ・長期フォローアップ体制の充実
- ・高齢のがん患者の意思決定支援

ライフステージに応じたがん対策

- ・治療と職業生活の両立支援の周知
- ・「トライアングル型サポート体制」の構築

就労支援



緩和ケア

小児・AYA世代のがん経験者が、継ぎ目なく診療や長期フォローアップを受けられる体制の整備、高齢のがん患者の意思決定支援に関する診療ガイドラインの策定

がん診療に携わる全ての医療従事者が、精神心理的・社会的苦痛にも対応できるような基本的な緩和ケアを実施できる体制の構築



個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備

多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応するためのより効率的・効果的な相談支援体制の構築

がん患者がその療養する場所に関わらず、質の高いがん医療を受けられるための地域連携体制整備

社会連携に基づくがん対策・がん患者支援



相談支援/情報提供

- ・がん相談支援センターの利用促進
- ・相談支援に携わる者の質の確保
- ・ピア・サポーターの普及

- ・切れ目のない医療・ケアの提供
- ・地域における患者支援の充実
- ・施設官の調整役を担う者の養成等の支援

市町村において地域共生に関して期待すること

市民に対して市町村が提供する行政サービス(例)

がんに関する知識の普及啓発

①ホームページや広報誌での情報ツールの案内

国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービス
(<http://ganjoho.jp>)

○ 運営: 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター



②市民公開講座

- ・がん治療に関する内容の講演
- ・緩和ケア、治療と仕事の両立に関する内容の講演等



③がんガイドブックの配布・作成

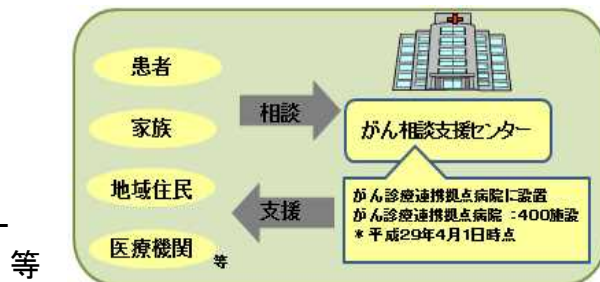
- ・がんの基本的知識
- ・がん相談窓口
- ・緩和ケアを提供できる医療機関
- ・利用できる制度等



相談支援

①がん相談窓口の案内

- ・がん相談支援センター
- ・市内の相談機関
- ・産業保健総合支援センター等



②患者会等の案内



在宅療養支援

①緩和ケア、在宅療養の充実

- ・ターミナルケアに対応可能な診療所の情報提供等



②医療と介護の連携強化

- ・医療と介護多職種連携ツールの作成等



第3期がん対策推進基本計画におけるがん教育に関する記載(一部抜粋)

(現状・課題)

健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

国民に対するがんに関する知識の普及啓発は、「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業」や、職場における「がん対策推進企業等連携事業」の中で推進してきた。しかし、民間団体が実施している普及啓発活動への支援が不十分であるとの指摘がある。また、拠点病院等や小児がん拠点病院のがん相談支援センターや、国立がん研究センターがん情報サービスにおいて、がんに関する情報提供を行っているが、それらが国民に十分に周知されていないとの指摘がある。

(取り組むべき施策)

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

国や地方公共団体は、引き続き、検診や緩和ケア等の普及啓発活動を推進する。また、民間団体や患者団体によって実施されている普及啓発活動をより一層支援するとともに、がん相談支援センターやがん情報サービスに関する広報を行う。

(個別目標)

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。

国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、国は、がんに関する知識の普及啓発を更に進める。